

(様式)

会議等概要

令和6年10月16日

件名	令和6年度第3回鹿児島市安心安全まちづくり推進会議	作成課	危機管理局 安心安全課
日時	令和6年10月11日(金) 10時～11時15分		
場所	市役所東別館3階 災害対策本部室		
出席者	安心安全まちづくり推進会議委員 14人(学識経験者、地域活動組織、その他関係団体、公募委員、行政機関の職員、うち市出席者1人) オブザーバー(犯罪被害者支援に関係する団体・個人) 4人(うち市出席者1人)		
市出席者	委員: 危機管理局長、オブザーバー: こども家庭支援センター所長 事務局: 危機管理局次長、安心安全課長、危機管理係長、 安心安全まちづくりアドバイザー、他		
会次第	【議題】 (1) 鹿児島市犯罪被害者等支援条例について (2) 本市の安心安全に関する施策・事業等について(説明) ① 安心安全地域リーダー育成事業 ② 災害時避難行動力向上事業 ※オブザーバーは、議題(1)のみ出席		
主な意見等	(○: 委員 □: オブザーバー ●: 事務局) 【議題(1) 鹿児島市犯罪被害者等支援条例について】 □ 転居費用助成金について、領収書等で申請した場合に支払われるようだが、実際は、被害者は転居費用を事前に支払う資力が無い方も結構いる。そういう方については、市に相談すれば対応が可能なのか。 ● 今考えている制度は領収書等を確認して、上限20万円を支払うものである。ご意見として承る。 ○ 二次被害を二次的被害とした変更については、定義は変わらないか。 ● 定義は変わらない。 ○ 個人情報の保護については、どこの部署に被害者の情報が入ってくるのか。 ● 支援金等に限り、県警や犯罪被害者支援センターから制度の紹介があり、安心安全課に来ることになると考えている。これまでも市として個人情報の保護に取り組んでいるが、より慎重に管理していく。 □ 刑事裁判でも被害者の匿名制度がある。支援金等の支給にあたっては、名前がわからないと判断できないところはあるが、名前までは必要でない部署については、氏名をマスキングするなど対応してほしい。 ○ 転居費用助成金について、同居していた遺族が複数いた場合、上限20万円の中で分配するのか。 ● 対象者が複数いた場合については、遺族支援金は、代表者1名が申請するが、転居費用助成金は、対象者が複数いたときは、実際にかかった費用について、20万円の中で分配することで考えている。 □ 今ある状況での良い条例ができるかとありがたく思っている。条例第15条の「支援の制限」については、適切に運用していただきたい。 □ 現場で被害者を支援する機関としては、条例ができることで被害に遭われた方の支援につながるため、非常に感謝している。条例制定後に、条例で対応できない支援のケースなどが出てくることが予想される。条例にないから対応できないというのではなく、一部改正を検討するなど、生きた条例にしていきたい。 □ 県内では被害者支援条例はまだ4自治体しか制定しておらず、支援金制度があるのは与論町のみという状況のなか、一番大きな自治体である鹿児島市が支援金を盛り込んだ条例制定に取り組まれたことを、非常にありがたく思っている。条例ができるこ		

とで、犯罪被害者の支援に根拠ができるため、支援を進めるうえでも、非常に有効なものになると思っている。

【議題(2)本市の安心安全に関する施策・事業等について】

- 安心安全推進員になった後の活動については、推進員が安心安全の出張講座などを手伝えるなどの協力できないか検討いただきたい。
- 地域のコミュニティなどいろいろな場面で活躍していただきたいと思っているが、なかなか活躍の場がないことは把握している。より活躍できる場がないか研究していきたい。
- 安心安全アカデミーについて、広く周知をお願いしたい。多くの人に参加できるような工夫をしていただきたい。災害リスクなどの資料などを提供してもらえるものを教えてほしい。
- 安心安全アカデミーの周知方法については、市民のひろばやホームページで周知を行っている。資料については、ほとんどが市のホームページに掲載されているので活用していただきたい。
- 防災組織については、途中でコロナもあり、ほとんど活動していない状況がある。今一度、指導などをお願いしたい。
- 訓練などの活動に対する助成や、資機材の整備に関する助成制度があるが、コロナ禍があった後、自主防災組織の活動も難しい状況にある。今後も地区別防災研修会などで周知しながら、引き続き自主防災組織の活性化に取り組んでいきたい。
- 実際に避難が必要になった場合などは、地域の安心安全推進員や、自主防災組織の方々など身近な人の存在が非常に大きいと思っており、すばらしい事業であると思う。